

矢板市学童保育館設置及び管理条例（平成17年9月30日条例第36号）

最終改正:令和5年12月7日条例第32号

改正内容:令和5年12月7日条例第32号

○矢板市学童保育館設置及び管理条例

平成17年9月30日条例第36号

改正

平成20年3月25日条例第14号
 平成21年12月22日条例第38号
 平成26年9月26日条例第26号
 平成27年12月17日条例第30号
 令和5年3月16日条例第7号
 令和5年12月7日条例第32号

矢板市学童保育館設置及び管理条例

矢板市学童保育館設置及び管理条例（平成14年矢板市条例第7号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、下校後家庭生活及び社会生活において必要な生活習慣、遊び等を学習する場を提供し、児童の健全育成を図るため矢板市学童保育館（以下「学童保育館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 学童保育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
矢板小学童保育館	矢板市本町4番11号
矢板小第二学童保育館	矢板市本町4番24号
東小学童保育館	矢板市東町4番59号
泉小学童保育館	矢板市泉378番地
安沢小学童保育館	矢板市安沢2824番地1

（事業）

第3条 学童保育館は、次に掲げる事業を行う。

- 放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定に関すること。
- 遊びの活動への意欲と態度の形成に関すること。
- 高齢者とのふれあい交流事業に関すること。
- 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- 放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡に関すること。
- 家庭及び地域での遊びの環境づくりの支援に関すること。
- その他市長が特に必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に学童保育館の管理を行わせるものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

- 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- 学童保育館の利用の決定及び取消しに関する業務
- 学童保育館の利用料金の徴収に関する業務
- 学童保育館の施設及び設備の維持管理に関する業務

（開設期間等）

第6条 事業の開設期間等は、原則として次のとおりとする。

- 開設期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 開設日 毎週月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開設日を変更することができる。
- 開設時間 小学校登校日の月曜日から金曜日までにあつては下校時から午後7時までとし、土曜日及び夏季休業日等にあつては午前7時30分から午後7時までとする。

（利用者の範囲）

第7条 学童保育館を利用することができる児童は、市内小学校に在学する者で、保護者の労働又は疾病等の理由により適切な監護を受けられない者とする。

（利用の申請及び決定）

第8条 学童保育館の利用を希望する者は、学童保育利用申請書により申請し、指定管理者の決定を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する者は、決定を取り消すことができる。

- (1) 感染性又は悪性の疾病を有する者
- (2) 心身が虚弱で集団保育に堪えないと認められる者
(利用料金)

第9条 学童保育館を利用している児童の保護者（以下「保護者」という。）は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 前項の利用料金は、月額11,000円以内で、市長の承認を得て指定管理者が定める。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。この場合において、指定管理者は、当該利用料金の減免について市長の承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、学童保育館の施設等を故意に損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(市長による管理)

第12条 市長は、学童保育館の管理を行わせる指定管理者を指定する暇がないときその他やむを得ないときは、第4条の規定にかかわらず、その管理を行う。

- 2 前項の場合においては、第6条第2号中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは、「市長が必要があると認めるときは、」とし、第8条及び第9条第1項中「指定管理者」とあるのは、「市長」とし、第9条第2項中「市長の承認を得て指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

- 3 市長が、学童保育館の管理を行う場合においては、第5条、第9条第3項及び第10条後段の規定は適用しない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の矢板市学童保育館設置及び管理条例（平成14年矢板市条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年条例第14号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第38号）

この条例は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第26号）

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年条例第30号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月7日条例第32号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。